

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都石油コンビナート等防災本部運営要綱（平成 30 年 11 月 12 日決定）第 8 条第 2 項の規定に基づき、東京都石油コンビナート等防災本部幹事会（以下「幹事会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、東京都石油コンビナート等防災本部条例（平成 30 年東京都条例第 92 号）で使用する用語の例による。

(幹事長)

第 3 条 幹事会に幹事長を置き、東京都総務局総合防災部長の職にある者をもって充てる。

2 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

(招集)

第 4 条 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

2 幹事会を招集するときは、日時、場所及び議題を定め、あらかじめ幹事に通知しなければならない。

(代理出席)

第 5 条 幹事が事故のため出席できないときは、あらかじめ当該幹事が指名する者を出席させることができる。

(議事)

第 6 条 幹事会は、幹事長が主宰する。

2 幹事会の議事は、出席幹事の過半数で決し、可否同数のときは幹事長の決するところによる。

3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に出席を求めることができる。

(議事録の作成)

第 7 条 幹事会を開き、又は審議を行ったときは、議事録を作成しなければならない。

(事務局)

第 8 条 幹事会の事務局は、東京都総務局総合防災部とする。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 28 日から施行する。